

報 告 事 項

令 和 7 年 11 月 臨 時 会

令和 7 年11月岡崎市議会臨時会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
46	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	5
47	和解及び損害賠償の額を定める専決処分について	9

令和 7 年報告第46号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年11月14日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年10月23日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和7年8月23日正午頃

(2) 場所

岡崎市緑丘二丁目地内

(3) 内容

相手方が相手方所有の自動車で市道緑丘7号線から店舗駐車場に出入りした際、側溝の蓋に乗り上げたところ蓋が跳ね上がり、当該自動車のエンジンカバーが損傷した。

2 損害賠償額

31,198円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金31,198円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金31,198円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

令和 7 年報告第47号

和解及び損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年11月14日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和7年10月22日専決

岡崎市長 内 田 康 宏

1 事故の概要

(1) 日時

令和7年9月5日午前6時頃

(2) 場所

岡崎市東蔵前二丁目地内

(3) 内容

相手方が出勤のため相手方所有の自動車で岡崎市立岩津中学校の仮設駐車場へ進入した際、前日からの雨の影響により当該駐車場入口付近に発生したぬかるみに当該自動車の後輪がはまり、後部バンパー等が損傷した。

2 損害賠償額

81,000円

3 和解条項

- (1) 岡崎市と相手方は、本件事故により、相手方に金81,000円の損害が生じたことを相互に確認する。
- (2) 岡崎市と相手方は、本件事故に関する過失割合が、岡崎市100パーセント、相手方0パーセントであることを相互に確認する。
- (3) 岡崎市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償債務として、金81,000円の支払義務があることを認める。
- (4) 岡崎市は、相手方に対し、(3)の金員を、相手方の指定する口座に振り込んで支払う。振込手数料は、岡崎市の負担とする。
- (5) 岡崎市と相手方は、本件事故に関し、岡崎市と相手方の間には、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。